

ヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業実施要領

第1 事業の目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成28年4月1日付け環地温発第1603301号）（以下「交付要綱」という。）第4条第6項の規定に基づき、同条第1項第一号に掲げる事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、農業分野の低炭素化に資することを目的とする。

第2 交付の対象となる補助事業

(1) 補助対象設備

ヒートポンプ設備及びその付帯設備（送風機等）

(2) 補助要件

本事業では、次の全ての要件に適合したものを対象とする。

- ア 農業分野の低炭素化を図るため、交付要綱第4条第2項第一号に定める申請者（以下「申請者」といい、2者以上の申請者が共同で申請する場合も含む。）が省CO2化に取り組む計画（以下、「低炭素化推進計画」という。）を策定し、申請者が主体となって低炭素化を推進するため、農業者に対し補助対象設備の導入を行う事業であること。
- イ 補助対象設備の導入前後において、二酸化炭素の排出量が10%以上削減すると見込まれること。
- ウ 申請者が農業者へ補助対象設備を貸出す場合は、当該設備の貸出しに伴う利用料金、利用期間、設備の適正な維持管理がなされること等を定めた運営管理規定等を策定すること。なお、申請者が農業者へ補助対象設備を貸出しする際の利用料金は、補助事業に要する経費から補助金交付額を引いた額を対象設備の法定耐用年数で除した金額以下であること。
- エ 申請者から補助対象設備を賃借した農業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）のエネルギー使用量の削減量、二酸化炭素削減効果、ヒートポンプ設備導入による生産への影響に関するデータ、その他低炭素化推進計画に記載された事項を申請者に報告すること。

(3) 交付額

交付要綱第5条第2項に定めるとおりとし、同項第三号にて算出された額が100万円を超えない場合は、対象としない。

(4) 補助事業の期間

補助事業の実施年度は原則単年度とする。なお、事業の開始は交付決定日以降とし、平成29年1月31日までに事業を完了するものとする。

第3 維持管理

導入した設備は、申請者及び事業主体の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。なお、申請者は可能な限り、地球温暖化対策の広範な普及啓発に努めること。

第4 二酸化炭素削減量の把握等

補助事業により導入した設備について、稼働した実績による二酸化炭素削減量を算定すること。

また、環境省の求めに応じて、補助事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

第5 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた申請者は、第2（2）エに定める農業者からの報告をとりまとめ、以下により事業報告書を提出すること。

（1）事業報告書の記入事項

ア 対象設備の稼働状況

本報告の対象とする年度における対象設備の稼働状況を記入すること。

イ 二酸化炭素の削減量

（ア）削減量

本報告の対象とする年度において、補助事業により導入した設備のうち稼働した実績による二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠とともに記入すること。なお、二酸化炭素の削減量とともに当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付すること。

（イ）実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

（ア）の削減量が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入すること（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しない。）。

ウ 今後の取組

低炭素型農業の推進について、報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記入すること。

（2）事業報告書の対象期間及び提出時期

事業報告書は、補助事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の5月末までに環境省へ提出するものとする。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。